

第3回 飯山市保育園・学校課題検討委員会会議次第

日時：平成29年10月24日(火)午後6時30分

場所：飯山市役所4階全員協議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 保育園視察の感想について

(2) 保育園アンケート結果（しろやま保育園、あきは保育園）について

(3) 保育園の課題整理、今後のありかた等について

4 その他

保育園の課題等について

保育園・学校課題検討委員会

○少子化、過疎化に伴う園児の減少

- ・ 1 クラスの人数が減少傾向 → 混合保育、園児のいないクラス
しらかば保育園はH 2 9 年度休園

○3 歳未満児の入所増

- ・ 年度途中の入園が多く、年間の見込みの把握が難しい

○保育士の不足

- ・ 3 歳未満児対応、1 1 時間保育担当、土曜・休日対応

- ・ 保育士確保できない場合、待機児童発生

○施設の課題

- ・ 施設全体の老朽化

- ・ 3 歳未満児の増などの状況に、施設が対応できていない（未満児用保育室の不足等）

○飯山地区の課題

- ・ 小学校との連携

○全市的な課題

- ・ 地域における保育園の役割（子育て支援）

Ⅱ. 保育所保育指針改定のポイント

15

保育所保育指針について

【根拠法令】

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(児童福祉施設最低基準)

(保育の内容)

第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生大臣が定める指針に従う。

【保育所保育指針の趣旨】(保育所保育指針「第1章 総則」より)

- ・保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- ・各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

【策定及び改定の経緯】

- ・昭和40年8月「保育所保育指針」策定
- ・平成2年3月改訂 養護機能の明確化・保育内容の年齢区分の細分化・保育内容の改正(6領域→5領域) 等
- ・平成11年10月改訂 子育て支援、職員の研修、保育士の保育姿勢、SIDS予防、児童虐待対応 等
- ・平成20年3月改定 保育所保育の特性(養護と教育の一体的展開等)の明確化・保育課程の編成・自己評価の実施及び結果の公表・小学校との連携・保護者支援・職員の資質向上、施設長の責務 等

告示化・大綱化

⇒平成29年3月改定(平成30年4月適用)

16

保育所保育指針の改定について

保育所保育指針について

○ 保育所保育指針については、各保育園の保育の内容の質を高める観点から、約10年に一度改定されており、直近では平成20年に改定を行ったところ。

○ 平成30年度改定に当たっては、

①平成20年の改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化

※保育園利用児童数の増加、子ども・子育て支援新制度の施行、児童虐待対応件数の増加等

②幼稚園教育要領の改訂に向けた検討の状況

※中央教育審議会の下の子育て支援部会においても同時期に審議

等を踏まえて検討を行った。

※ 保育所保育指針、幼稚園教育要領の他、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も併せて改訂

平成30年 改定に向けた検討状況・スケジュール

○ 社会保障審議会児童部会に「保育専門委員会」(委員長:汐見稔幸白梅学園大学長)を設置し検討。

・平成27年12月4日	第1回	改定に向けた検討課題等について
・平成28年1月7日	第2回	乳児保育、3歳未満児の保育について
・"2月16日	第3回	健康及び安全について
・"3月29日	第4回	保護者に対する支援、職員の資質向上
・"4月27日	第5回	3歳以上児の保育について
・"5月10日	第6回	中間まとめの構成(案)について
・"5月31日	第7回	中間まとめ骨子(たたき台)について
・"8月2日	第8回	中間とりまとめ(案)について
・"11月24日	第9回	保育所保育指針の改定について
・"12月21日	第10回	議論のとりまとめ(案)について

○ 平成28年12月21日に議論のとりまとめを公表。議論のとりまとめを受け、平成29年3月31日に指針を大臣告示。1年の周知期間を置いて、平成30年度から適用。

17

保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめの概要(平成28年12月21日)

社会保障審議会児童部会保育専門委員会

背景

現行の指針は平成20年に告示。その後の以下のような社会情勢の変化を踏まえ、改定について検討。

- ・「量」と「質」の両面から子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成27年4月)
- ・0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加(1・2歳児保育所等利用率 27.6%(H20)→38.1%(H27))
- ・子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加(42,664件(H20)→103,260件(H27))等

保育所保育指針の改定の方向性

○乳児・3歳未満児保育の記載の充実

この時期の保育の重要性、0～2歳児の利用率の上昇等を踏まえ、3歳以上児とは別に項目を設けるなど記載内容を充実。(特に、0歳児の保育については、乳児を主体に「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から整理・充実。)

○幼児教育の積極的な位置づけ

保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時までに育ってほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保。

○健康及び安全の記載の見直し

子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等に関して、記載内容を見直し。

○「子育て支援」の章を新設

保護者と連携して「子どもの育ち」を支えるという視点を持って、子どもの育ちを保護者とともに喜び合うことを重視するとともに、保育所が行う地域における子育て支援の役割が重要になっていることから、「保護者に対する支援」の章を「子育て支援」に改め、記載内容を充実。

○職員の資質・専門性の向上

職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実なども含め、記載内容を充実。

今後のスケジュール 「議論のとりまとめ」の内容を踏まえ、本年度中に保育所保育指針を改定の予定。
※改定された保育指針については、1年の周知期間を置いて、平成30年度から施行予定。

18

- 第1章～第5章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- 厚生労働大臣告示(平成29年3月31日告示、平成30年4月1日適用)

第1章 総則

○ 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等も踏まえ、「4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を定めるなど、保育所保育の基本となる考え方について記載。

1. 保育所保育に関する基本原則
2. 養護に関する基本的事項
3. 保育の計画及び評価
4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の役割

○ 乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、それぞれ、ねらい及び内容を記載。
○ 特に、3歳以上児の保育について、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。

1. 乳児保育に関わるねらい及び内容
※「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」という視点から記載
2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
3. 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
4. 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

○ 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載。

1. 子どもの健康支援
2. 食育の推進
3. 環境及び衛生管理並びに安全管理
4. 災害への備え

第4章 子育て支援

○ 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。

1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項
2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
3. 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

○ 職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実なども含め記載。

1. 職員の資質向上に関する基本的事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等
4. 研修の実施体制等

19

改定前

(保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号))

目次

第1章 総則

- 1 趣旨
- 2 保育所の役割
- 3 保育の原理
- 4 保育所の社会的責任

第2章 子どもの発達

- 1 乳幼児期の発達の特性
- 2 発達過程

第3章 保育の内容

- 1 保育のねらい及び内容
- 2 保育の実施上の配慮事項

第4章 保育の計画及び評価

- 1 保育の計画
- 2 保育の内容の自己評価

第5章 健康及び安全

- 1 子どもの健康支援
- 2 環境及び衛生管理並びに安全管理
- 3 食育の推進
- 4 健康及び安全の実施体制等

第6章 保護者に対する支援

- 1 保育所における保護者に対する支援の基本
- 2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
- 3 地域における子育て支援

第7章 職員の資質向上

- 1 職員の資質向上に関する基本的事項
- 2 施設長の責務
- 3 職員の研修等



改定後

(保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号))

目次

第1章 総則

- 1 保育所保育に関する基本原則
- 2 養護に関する基本的事項
- 3 保育の計画及び評価
- 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

- 1 乳児保育に関わるねらい及び内容
(健やかに伸び伸びと育つ、身近な人と気持ちが通じ合う、身近なものに関わり感性が育つ)
- 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
- 3 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容
- 4 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

- 1 子どもの健康支援
- 2 食育の推進
- 3 環境及び衛生管理並びに安全管理
- 4 災害への備え

第4章 子育て支援

- 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項
- 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
- 3 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

- 1 職員の資質向上に関する基本的事項
- 2 施設長の責務
- 3 職員の研修等
- 4 研修の実施体制等

20

第1章 総則

保育所保育指針全体に係る基本的考え方

- 1 保育所保育に関する基本原則
- 2 保育所保育の基盤として、養護に関する基本的事項を記載
- 3 全体的な計画に基づく指導計画の展開や、保育内容の評価と改善による質の高い保育の提供 ⇒ 保育の計画及び評価
- 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項として、幼児期に育みたい資質・能力や幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を記載

21

第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則

保育所の役割

保育所の目的・保育所保育の特性・子育て支援・保育士の専門性

保育所の目標

養護と教育の目標・子育て支援の目標

保育の方法

子どもの状況や実態の把握と主体性の尊重・健康安全な環境での自己発揮・発達過程に応じた保育・子ども相互の関係と集団における活動・生活や遊びを通しての総合的な保育・保護者に対する適切な援助

保育の環境

環境を通して行う保育の重要性・子ども自らが関わる環境・保健的環境や安全の確保・温かな雰囲気と生き生きとした活動の場・人との関わりを育む環境

保育所の社会的責任

子どもの人権の尊重・地域社会との連携と説明責任・個人情報の保護と苦情解決

22

第1章 総則 2 養護に関する基本的事項

養護の理念

生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり
保育所保育全体を通じた養護と教育の一体性

養護に関わるねらい及び内容

【生命の保持】

- ①一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。
- ②一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- ③一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たせるようにする。
- ④一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようになる。

【情緒の安定】

- ①一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。
- ②一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- ③一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようにする。
- ④一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。

23

第1章 総則 3 保育の計画及び評価

全体的な計画の 作成

全体的な計画とは・子どもの育ちに関する長期的見通しをもった計画の
作成・保育所の創意工夫を尊重した包括的な計画の作成

指導計画の作成

全体的な計画に基づく長期的・短期的計画・指導計画作成の留意事項・
発達と生活の連続性を考慮した指導計画・一日の生活リズムの配慮・午
睡の配慮・長時間にわたる保育・障害のある子どもの保育

指導計画の展開

全職員の役割分担と協力体制・子ども自ら活動を展開できるような援
助・情緒の安定と豊かな体験・保育の過程の記録と見直し、改善

保育内容の評価

保育士等の自己評価・保育所の自己評価

評価を踏まえた 計画の改善

評価の結果を踏まえた保育の内容等の改善・保育の質の向上に
向けた全職員の共通理解

24

第1章 総則 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

育みたい資質・能力

【知識及び技能の基礎】

豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、
できるようになったりする

【思考力、判断力、表現力等の基礎】

気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、
工夫したり、表現したりする

【学びに向かう力、人間性等】

心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする

生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、
第1章「保育の目標」を踏まえ、これらを一体的に育む

25

第1章 総則 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

第2章に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して
資質・能力が育まれている子どもの卒園を迎える時期の具
体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するもの。

ア 健康な心と体

保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、
見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

イ 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分
の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信
をもって行動するようになる。

ウ 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工
夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

26

第1章 総則 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

エ 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

オ 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、保育所内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

カ 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

27

第1章 総則 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

キ 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを意識するようになる。

ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

ケ 言葉による伝え合い

保育士等や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

コ 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

28

第2章 保育の内容

乳児・3歳未満児・3歳以上児における 保育のねらい及び内容

乳児・3歳未満児・3歳以上児の保育について、各時期の発達の特徴を踏まえた保育内容を記載

- 1 乳児保育に関わるねらい及び内容
- 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
- 3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容
- 4 保育の実施に関して留意すべき事項

29

第2章 保育の内容

乳児、3歳未満児、3歳以上児における 保育のねらい及び内容

基本的事項

各時期における発達の特徴や道筋・養護と教育の一体的な展開

ねらい

子どもが生活を通して発達していく姿を踏まえ、保育所保育において育みたい資質・能力を子どもの生活する姿から捉えたもの

内容

ねらいを達成するために保育士等が援助し、子どもが自ら環境に関わり身に付けていくことが望まれるもの

内容の取扱い

乳幼児期の発達を踏まえた保育を行うに当たって留意すべき事項

30

第2章 1 乳児保育に関わるねらい及び内容

基本的事項

- 視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達
- 特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される



愛情豊かに、応答的に行われる保育の重要性

31

第2章 1 乳児保育に関わるねらい及び内容

発達が未分化な状況⇒生活や遊びが充実することを通して、子ども達の身体的・社会的・精神的発達の基盤を培う

乳児を主体に三つの視点からねらい及び内容を記載

健やかに
伸び伸びと育つ

【身体的発達に関する視点】

健康な心と身体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う。

身近な人と
気持ちが通じ合う

【社会的発達に関する視点】

受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。

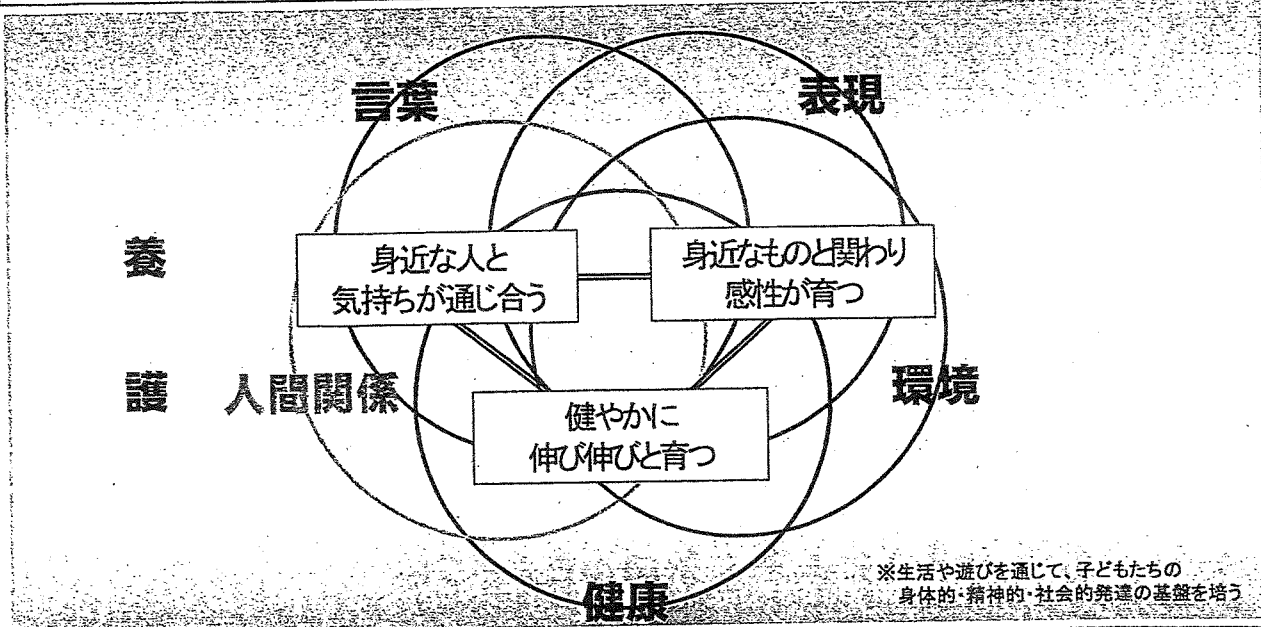
身近なものと関わり
感性が育つ

【精神的発達に関する視点】

身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。

32

0歳児の保育内容の記載のイメージ



○乳児保育については、生活や遊びが充実することを通して、子どもたちの身体的・精神的・社会的発達を培うという基本的な考え方を踏まえ、乳児を主体に、「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から、保育の内容等を記載。保育現場で取り組みやすいものとなるよう整理・充実。

○「身近な人と気持ちが通じ合う」という視点からは、主に現行指針の「言葉」「人間関係」の領域で示している保育内容との連続性を意識しながら、保育のねらい・内容等について整理・記載。乳児からの働きかけを周囲の大人が受容し、応答的に関与する環境の重要性を踏まえ記載。

○「身近なものに関わり感性が育つ」という視点からは、主に現行指針の「表現」「環境」の領域で示している保育内容との連続性を意識しながら、保育のねらい・内容等について整理・記載。乳児が好奇心を持つような環境構成を意識して記載。

33

第2章 1 乳児保育に関わるねらい及び内容

保育の実施に関わる配慮事項

- ・ 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。
- ・ 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるように努めること。
- ・ 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。
- ・ 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支援に努めていくこと。
- ・ 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの生育歴や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

第2章 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

基本的事項

- 基本的な運動機能、排泄の自立のための身体的機能、指先の機能の発達
→食事、衣類の着脱など身の周りのことを自分で行うように
- 発声の明瞭化や語彙の増加
→自分の意思や欲求を言葉で表出できるように



子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、
温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要がある

第2章 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

健康

心身の健康に関する領域

人間関係

人との関わりに関する領域

環境

身近な環境との関わりに関する領域

言葉

言葉の獲得に関する領域

表現

感性と表現に関する領域

5つの領域に関する
学びが、大きく重なり
合いながら、
生活や遊びの中で
育まれていくというこ
とを踏まえ記載

第2章 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

保育の実施に関わる配慮事項

- ・ 特に感染症にかかりやすい時期であるので、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を十分に行うとともに、適切な判断に基づく保健的な対応を心がけること。
- ・ 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れること。
- ・ 自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることに鑑み、情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を尊重するとともに促していくこと。
- ・ 担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの経験や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること。

37

第2章 3 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容

基本的事項

- ・ 基本的な生活習慣もほぼ自立
- ・ 理解する語彙数の急激な増加
- ・ 知的興味や関心の高まり
- ・ 集団的な遊びや協同的な活動



個の成長と集団としての活動の充実を図る保育

38

第2章 3 3歳以上児の保育に関わる ねらい及び内容

健康	心身の健康に関する領域	幼稚園教育要領及び 幼保連携型認定こども園 教育・保育要領と一層の 整合性を図る
人間関係	人との関わりに関する領域	
環境	身近な環境との関わりに関する領域	
言葉	言葉の獲得に関する領域	
表現	感性と表現に関する領域	

39

第2章 3 3歳以上児の保育に関わる ねらい及び内容

保育の実施に関わる配慮事項

- 第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際には適宜考慮すること。
- 子どもの発達や成長の援助をねらいとした活動の時間については、意識的に保育の計画等において位置付けて、実施することが重要であること。なお、そのような活動の時間については、保護者の就労状況等に応じて子どもが保育所で過ごす時間がそれぞれ異なることに留意して設定すること。
- 特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の1に示す保育所保育に関する基本原則を逸脱しないよう慎重に配慮する必要があること。

40

第2章 4 保育の実施に関して留意すべき事項

保育全般に関わる 配慮事項

個人差を踏まえ、一人一人に応じた援助・心身両面の健康・子どもの自発的活動の尊重・入所時の保育・国籍や文化の違いの尊重・子どもの性差や個人差への配慮

小学校との連携

創造的思考と主体的な生活態度などの基礎の育成・保育所保育と小学校教育の円滑な接続・子どもの育ちを支えるための資料の送付

*「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が保育士等と小学校の教員の間で共有化されることにより、幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化が期待される

家庭及び 地域社会との連携

子どもの生活の連続性を踏まえた保育・地域の自然、人材、資源の活用

41

第3章 健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活の基本

子どもの育ちをめぐる環境の変化や近年の研究成果に基づく知見、ガイドライン等を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載を充実

- 1 子どもの健康支援
- 2 食育の推進
- 3 環境及び衛生管理並びに安全管理
- 4 災害への備え

42

第3章 1 子どもの健康支援

子どもの健康状態並びに 発育及び発達状態の把握

定期的・継続的、必要に応じた把握・疾病や傷害が認められた場合の適切な対応・不適切な養育の兆候が見られる場合や虐待が疑われる場合の対応

健康増進

保健計画の作成・健康診断の実施と記録の活用

疾病等への対応

体調不良や傷害が発生した場合の対応・感染症等の発生予防と対応のための体制づくり・アレルギー疾患を有する子どもの保育に当たっての対応・疾病等の事態への備え

- ①保育中に体調不良や傷害が発生した場合 ②感染症の集団発生予防
③アレルギー疾患への対応 ④医務室等の整備 ⑤与薬に関する留意点
⑥救急蘇生法等 ⑦病児保育事業を実施する場合の配慮
⑧個別的な配慮を必要とする子どもへの対応 ⑨乳幼児突然死症候群

43

第3章 2 食育の推進

保育所の特性を生かした 食育

保育所における食育の目標・食育の基本的考え方・食育計画の作成と評価及び改善

食育の環境の整備等

食に関わる保育環境への配慮・地域の関係者や関係機関と連携した食育の取組・一人一人の心身の状態に応じた対応

ア 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、

調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。

イ 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

44

第3章 3 環境及び衛生管理並びに安全管理

環境及び衛生管理

施設内における適切な状態の保持・施設内外の環境の維持、職員の衛生知識の向上等

事故防止及び安全対策

日常の安全管理・重大事故の発生しやすい場面での事故防止の取組・保育における危機管理(事故や不審者侵入等)

イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

45

第3章 4 災害への備え

施設・設備等の安全確保

防火設備・避難経路等の安全確認
安全環境の整備

災害発生時の対応体制 及び避難への備え

災害発生に備えたマニュアルの作成・定期的な避難訓練の実施・災害に備えての保護者との連携

地域の関係機関等との連携

地域の関係機関との日常的な連携
避難訓練の実施

46

第3章 【参考ガイドライン等】

【第3章 健康及び安全 に関する参考ガイドライン等】

- 保育所における食育に関する指針(平成16年)
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(平成23年)
- 保育所における食事の提供ガイドライン(平成24年)
- 保育所における感染症対策ガイドライン(平成24年)
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン(平成28年)

47

第4章 子育て支援

子どもの育ちを家庭と連携して支援

子どもの育ちを保護者と共に喜び合うことを重視し、保護者の養育する姿勢や力の発揮を支えるために、保護者自身の主体性、自己決定の尊重を基本とする支援

- 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項
- 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
- 3 地域の保護者等に対する子育て支援

子ども・子育て支援新制度のもと、保育所の特性を生かして行う子育て支援の役割について記載

48

第4章 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項

保育所の特性を生かした子育て支援

保護者に対する基本的態度・保育士等の専門性・子どもが常に存在する環境

守秘義務を前提としつつ保護者を受容し、その自己決定を尊重する態度
保護者との信頼関係の構築
日常の送迎時や相談等、様々な機会を捉えたコミュニケーション

子育て支援に関して留意すべき事項

地域の関係機関との連携・保育所全体の体制構築・プライバシーの保護と秘密保持

市町村や児童相談所等、地域において子どもや子ども家庭に関するソーシャルワークを担う機関と、必要に応じて連携をとりながら、保育所の機能や専門性を十分に生かした支援を行う
⇒自らの役割や専門性の範囲、地域の関係機関及び関係者の役割や機能を理解し、連携や協働を常に意識して、様々な社会資源を活用していくことの重要性

49

第4章 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

保護者との相互理解

様々な機会を活用した情報の共有・保育の活動に対する保護者の参加

保護者の状況に配慮した個別の支援

就労と子育ての両立の支援・障害のある子どもの保護者への支援・外国籍など特別な配慮の必要な家庭への支援

不適切な養育等が疑われる家庭への支援

育児不安などが見られる保護者への支援・不適切な養育や虐待が疑われる場合の適切な対応・関係機関との連携

50

第4章 3 地域の保護者等に対する子育て支援

地域に開かれた子育て支援

保育所の地域における子育て支援の役割・保育所保育の専門性を生かした地域子育て支援・一時預かり事業などを行う際の留意事項

地域の関係機関等との連携

地域の関係機関や人材との連携及び協働・地域の要保護児童への対応など、子どもをめぐる諸課題に対する関係機関との連携及び協力

【保育所が特に連携や協働を必要とする地域の関係機関・関係者】

市町村、要保護児童対策地域協議会、児童相談所、福祉事務所、児童発達支援センター、児童発達支援事務所、民生委員、児童委員、教育委員会、小学校、中学校、高等学校、地域子育て支援拠点、地域型保育、市区町村子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、ファミリー・サポート・センター事業、関連NPO法人 等

51

第5章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するための専門性の向上

第1章から前章までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない。

- 1 職員の資質向上に関する基本的事項
- 2 施設長の責務
- 3 職員の研修等
- 4 研修の実施体制等

職員のキャリアパスを見据え、それぞれの職務内容に応じた体系的な研修機会の充実と、組織的な実施体制の構築等について記載

52

第5章 1 職員の資質向上に関する基本的事項

保育所職員に求められる
専門性

職員一人一人の倫理観、人間性、職務と責任の理解と自覚・知識及び技術の修得と維持及び向上

保育の質の向上に向けた
組織的な取組

保育内容の改善や役割分担の見直し・職位や職務に応じて必要な知識及び技能の修得

「それぞれの職員が自己評価等を通じた改善のための課題を把握
⇒保育所全体で共有⇒各職員の専門性を生かし、協働して対応
これら一連の取組を組織的かつ計画的に進めていくための
マネジメント機能の強化」

↓
ミドルリーダーに求められるマネジメント、リーダーシップに関する能力

53

第5章 2 施設長の責務

施設長の責務と専門性の向上

施設長としての専門性の向上・保育の質及び職員の専門性の向上のために必要な環境の確保

職員の研修機会の確保等

体系的、計画的な研修機会の確保・勤務体制の工夫などによる計画的な研修等への参加

54

第5章 3 職員の研修等

職場における研修

日々の保育実践を通じた知識及び技能の向上・職員同士の主体的に学び合う姿勢と環境・職場内での研修の充実

外部研修の活用

各保育所における保育の課題への的確な対応等のための関係機関等による研修の活用・外部研修への参加機会の確保

55

第5章 4 研修の実施体制等

体系的な研修計画の作成

保育の課題や各職員のキャリアパスを見据え、職位や職務を踏まえた体系的な研修計画の作成

組織内での研修成果の活用

外部研修活用によるより高度な専門性の獲得と、研修で得た知識や技能の共有による保育所全体の質の向上

研修の実施に関する留意事項

計画的な研修機会の確保・研修による専門性の向上と職務内容等への反映

【参考】保育士等キャリアアップ研修ガイドライン(平成29年)

56

